

～未来を担う小中学生の望ましい教育環境を目指して～

佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)

6月下旬～7月初旬に開催した地区懇談会、7月1日～31日までのパブリックコメントの結果を踏まえ、8月に「佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)」を策定しました。

■問合せ＝教育総務課 ☎(20)3106



開校予定のあそ野学園義務教育学校

後期計画の基本方針

- 佐野市第2次総合計画の基本方針に沿い、コンパクトシティ構想、市有施設適正配置計画など、本市の行政経営の方向に沿った計画とする。
 - 市内の小中学校を将来的に施設一体型の義務教育学校とし、より一層の小中一貫教育を推進する。
- ※義務教育学校とは、9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校種として、改正学校教育法のもと、平成28年4月から施行されました

【本市の義務教育学校】・令和2年 あそ野学園義務教育学校開校 ・令和4年 葛生義務教育学校開校

後期計画の目的

①小中一貫教育の更なる推進を図ります

本市では、平成21年度から小中一貫教育の推進を図り、実践研究を積み重ねてきました。また、全国的にも平成26年の文部科学省の調査では、小中一貫教育に取り組んでいる市町村が211箇所と多くの数にのぼり、さらに平成28年の調査では、小中一貫教育を導入していない市町村のうち、およそ半数が導入を検討または関心を示しているなど、小中一貫教育に積極的に取り組もうとする機運が高まっています。※¹

この小中一貫教育の核となるものが、9年間の一貫した教育目標・カリキュラムの設定です。この設定に基づく教育活動の効果(学習意欲の向上など)は、全国の小中一貫教育の実践校から報告されています。※²

本市でも中学校区ごとに目標や目指す児童生徒像などのグランドデザインを設定して教育活動を展開していますが、小中学校が離れたり、進学中学が複数になる小学校が存在したりしているため、9年間の一貫したカリキュラムの設定は難しい状況になっています。それらを解決し、小中一貫教育のさらなる充実と向上を図るには、施設一体型の義務教育学校の設置が必要となっています。

※1 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集」文部科学省(平成30年1年)

※2 「小中一貫教育についての実態調査の結果」文部科学省(平成26年5月)

②老朽化した学校施設を改修し、安全で安心して学べる教育環境を整備します

表にありますように築35年を経過している学校が全体の9割となっています。中には築50年となる校舎もあり、雨漏りを始めとした修繕費がかさむなど、老朽化が非常に深刻な状態となっています。小中学生の安全安心な教育環境の整備が急務となっています。

【学校施設の経過年数】

| 経過年数 | 34年 | 35～40年 | 41～45年 | 45～50年 | 合計 |
|------|-----|--------|--------|--------|----|
| 小学校 | 1 | 5 | 5 | 5 | 16 |
| 中学校 | 1 | 4 | 1 | 0 | 6 |

※令和元年現在(あそ野学園義務教育学校、葛生義務教育学校内の小中学校を除く)



③複式学級の解消を図ります

学校の小規模化は、小中学生一人一人に目が行き届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい反面、学級や学校の人数が少ないため、体育などの学習や集団生活において制約が生じるなどのさまざまな課題が指摘されています。よって、前期計画から引き続き、後期計画でも複式学級の解消に取り組んでいきます。



④適正規模基準や自治会活動ができるように配慮した通学区域の編成を図ります

現在、大規模解消などにより通学区域規則で指定された以外の学校へ通学している小中学生が多く見られます。そのために、育成会や町会活動に影響が出ている地域があります。本市の適正規模基準を勘案し、自治会活動が円滑にできるように配慮した地区に基づいた通学区域および現在の中学校区に基づいた通学区域を設定したいと考えています。

【佐野市の適正規模基準】 小学校は原則6～18学級、中学校は原則9～18学級、1学級は16人を下限

計画期間

計画期間は、市有施設適正配置計画の終期と合わせて、現時点では2023年度～2047年度までの25年計画としますが、社会情勢、地域の実情、財政状況などの変化により適宜見直します。

後期計画の詳細

新たな学校の設置場所、事業年次、事業費などの詳細については、今後策定する実施計画において定め

義務教育学校の設置予定

●城東中学校区の義務教育学校

| 対象小学校 | 通学区域 |
|-------|---|
| 佐野小 | 久保町（両毛線以南）、相生町、高砂町、万町、亀井町、金屋下町、金吹町、若松町（両毛線以南）、浅沼町 |
| 天明小 | 伊賀町、本町、大蔵町、朝日町（両毛線以南）、大町、天明町、大和町、金屋仲町、金井上町、大祝町、上台町、植野町（1953～2007番地枝番含む） |
| 城北小 | 久保町（両毛線以北）、朝日町（両毛線以北）、若松町（両毛線以北）、天神町 |

●佐野西中学校区の義務教育学校

| 対象小学校 | 通学区域 |
|-------|-------------------|
| 天明小 | 大橋町 |
| 植野小 | 七軒町、赤坂町、君田町 |
| 旗川小 | 並木町、免鳥町、小中町 |
| 吾妻小 | 村上町、上羽田町、下羽田町、高橋町 |

●南中学校区の義務教育学校

| 対象小学校 | 通学区域 |
|-------|--|
| 植野小 | 植野町（1953～2007番地以外）、植上町、寺中町、植下町、若宮上町、若宮下町、伊保内町、大古屋町、庚申塚町、田島町、船津川町、飯田町 |
| 界小 | 馬門町、高山町、高萩町、北茂呂町、茂呂山町、越名町 |

●北中学校区（犬伏地区）の義務教育学校

| 対象小学校 | 通学区域 |
|-------|-------------------------------------|
| 犬伏小 | 犬伏上町、犬伏中町、犬伏下町、犬伏新町、葦川町、富士町、大栗町、富岡町 |
| 犬伏東小 | 米山南町、関川町、町谷町、伊勢山町、栄町、西浦町、鐙塚町、黒袴町 |

●北中学校区（堀米地区）の義務教育学校

| 対象小学校 | 通学区域 |
|-------|---------------|
| 城北小 | 堀米町、奈良淵町、田之入町 |

●赤見中学校区の義務教育学校

| 対象小学校 | 通学区域 |
|-------|-----------|
| 赤見小 | 赤見町 |
| 石塚小 | 石塚町 |
| 出流原小 | 出流原町、寺久保町 |

●田沼東中学校区の義務教育学校

| 対象小学校 | 通学区域 |
|-------|--------------------------------------|
| 田沼小 | 田沼町（本町、上町東区、上町西区を除く） |
| 吉水小 | 小見町、吉水町、新吉水町、吉水駅前1丁目、吉水駅前2丁目、吉水駅前3丁目 |
| 栃本小 | 栃本町 |
| 多田小 | 多田町、山越町 |

